

平成23年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成23年6月23日 午前10時03分 開会
午前11時59分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	杉 浦 住 憲
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	吉 川 正 隆
保健福祉部長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上下水道部長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 7番 藤井本 浩 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第26号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第28号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議第30号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第9 報第3号 平成22年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報第4号 平成22年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度葛城市一般会計補正予算(第5号)について)
- 日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度葛城市老人保健特別会計補正予算(第2号)について)
- 日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度葛城市一般会計補正予算(第1号)について)
- 日程第15 議第31号 市道の認定について
- 日程第16 議第32号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第33号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第34号 葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第35号 工事請負契約の締結について
(葛城市立磐城小学校北中棟地震補強・大規模改造工事)
- 日程第20 議第36号 平成23年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第21 議第37号 平成23年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前10時03分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成23年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成23年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

また、現在取り組んでおります議会改革として、6月から議会だよりを発刊いたしましたところでございます。これからも、市民に開かれた議会を目指しながら、さらなる議会改革に取り組んでまいりたいと存じますので、引き続き議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第21までの19議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告書の提出がありました。お手元に配付をいたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

続きまして、閉会中に開催されました特別委員会の経過について各委員長より報告を願います。

まず、行財政改革特別委員会の報告を願います。

10番、溝口君。

溝口行財政改革特別委員長 議長のご指名によりまして、行財政改革特別委員会のこれまでの経過についてご報告いたします。

第1回の定例会以降、閉会中の行財政改革特別委員会の審査状況につきましてご報告申し上げます。

委員会は平成23年6月2日に開催し、審査をいたしております。審査の内容は、包括業務委託の費用を平成23年度当初予算で計上しておりますが、その執行に当たっては、議会の理解を得られてから行うこととされており、流用等の事務処理を解消するため、6月定例会におきまして予算の組み替えの補正の提案を、また、業務委託については改めて提案をする旨の報告を受けました。

以上で行財政改革特別委員会のこれまでの経過報告といたします。

西川議長 次に、議会改革特別委員会の報告を願います。

14番、寺田君。

寺田議会改革特別委員長 議長のご指名によりまして、議会改革特別委員会の報告をさせていただきますと思います。

第1回定例会以降の閉会中の議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は、平成23年4月5日及び平成23年6月16日の2回開催し、審査をいたしております。

す。

まず、4月5日の委員会におきましては、議員の定数についての協議をいたしましたところでございますが、協議におきましては、市民の意見を反映するには現状の18名が必要であるという意見、あるいは、近隣の市議会の定数削減の現状から葛城市も削減すべきであるという意見など、いろいろな各委員からのご意見が出され、討議を行いました。結論には至らず、引き続き協議することとなりました。

次に、6月16日の委員会では、引き続き、議員の定数について協議を重ねましたところ、各委員の意見をお聞きし、討議を重ねておるところでございますが、更に意見を重ねたいという委員もおられましたので、引き続き討議を行うこととなりました。ご了承をお願いしたいと思っております。

以上で議会改革特別委員会の報告といたします。よろしくどうぞ。ありがとうございます。

西川議長 最後に、尺土駅前広場整備事業特別委員会の報告をお願いします。

11番、川辺君。

川辺尺土駅前広場整備事業特別委員長 議長のお許しを得まして、報告させていただきます。

第1回定例会以後の閉会中の尺土駅前広場整備事業特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成23年5月26日に開催し、審査をいたしております。審査内容は、駅舎から南側への張り出しデッキの形状について報告を受けました。説明では、屋根をつける案、横壁をつける案、腰板のみの案を検討した結果、西風を強く受ける場所でもあり、建築物とならない腰板のみの案とすることについて承認をいたしました。その他、駅舎部分の夜間通路の閉鎖、地下道の出入り口の拡幅、駐車スペースなどについても説明を受けました。

以上で尺土駅前広場整備事業特別委員会の報告といたします。どうもありがとうございます。

西川議長 以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、葛城市議会平成23年第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは議会活動を通じまして、市民の皆様方の幸せづくりのためにご活躍いただいておりますことに対しましても、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議をいただく案件につきましては、人事案件5件、報告案件3件、承認案件4件、議決案件7件の合わせて19件でございます。それぞれ提案時におきまして、その都度、内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、先日、関西電力の方から、ピーク時の10%、15%の消費電力の削減ということの申し入れがございました。県内の各市町村でも、節電というところに対しまして取り組みをさ

れておられるところもでございます。葛城市におきましても、できる限り節電というところに取り組みさせていただこうということで、エコスタイルは従来から実施をしておりますけれども、 unnecessaryな電気をカットしていくとか、随時考えていきたいというふうに思いますので、議会議員の皆さん方からも何かお気づきの点がございましたらご提案をいただき、またそれを実施できるように努力してまいりたいというふうに思います。

甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

西川議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、藤井本浩君、12番、赤井佐太郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

5番、朝岡君。

朝岡議会運営委員長 改めまして、おはようございます。

本日より、平成23年第2回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る6月14日及び21日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第26号につきましては、上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第27号から日程第7、議第30号までの4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

なお、以上の5議案につきましては、人事案件でございますので、議案の朗読をいたします。

次に、日程第8、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑のみを行います。

さらに、日程第9、報第3号及び日程第10、報第4号の報告案件2議案につきましても一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行います。

続きまして、日程第11、承認第1号から日程第14、承認第4号までの専決処分の承認4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第15、議第31号についてでございます。上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、新クリーンセンター建設事業特別委員会に付託をいたします。

続いて、日程第16、議第32号から日程第18、議第34号の条例改正3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議第32号につきましては、総務文教常任委員会に、議第33号並びに34号の2議案につきましては、民生水道常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

次に、日程第19、議第35号についてでございます。上程し、その内容説明を受け、質疑まで行い、総務文教常任委員会へ付託をいたします。

最後に、日程第20、議第36号及び日程第21、議第37号の補正予算2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議第36号につきましては、総務文教常任委員会、民生水道常任委員会、都市産業常任委員会の3つの常任委員会と、新クリーンセンター建設事業特別委員会、行財政改革特別委員会の2つの特別委員会へそれぞれ関係部分を分割付託いたします。また、議第37号につきましては、民生水道常任委員会へ付託をいたします。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日6月23日から7月5日までの13日間とし、6月27日午前10時より本会議一般質問を行います。続いて、28日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。29日午前9時30分から総務文教常任委員会、30日午前9時30分から民生水道常任委員会、同じく30日の午後2時より新クリーンセンター建設事業特別委員会、7月1日午前9時30分から都市産業常任委員会、同じく1日午後2時から行財政改革特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。そして、7月5日午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託をされた議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行い、そして、奈良県後期高齢者医療連合議会議員の選挙と葛城市農業委員会委員の推薦を行います。

最後に、議会運営について、5月24日及び6月14日の2回にわたり、議会運営委員会を開催し、協議をいたしておりますので、ご報告をいたします。

まず、5月24日の委員会では、常任委員会、特別委員会における付託議案以外の取り扱いについて協議をし、今後、委員会において、付託議案以外の案件についても、議会運営委員会で認められた案件については審査ができるということにいたしました。

そして、6月14日の議会運営委員会において、本定例会の中で、都市産業常任委員会では、委員より、大相撲地方巡業葛城場所の開催について調査事項として審査をしたい、このような申し入れがあり、協議の結果、付託議案以外の案件として委員会で継続的に審査をいただくことに決定いたしました。また、理事者側からの申し入れにより、葛城市内幼稚園及び小中学校における給食調理を供する給食センターの運営について、また、新庄小学校附属幼稚園の耐震工事の建てかえについて、これは2件とも総務文教常任委員会で継続的に審査をいただくことになりました。あわせて、このいずれの事業における新市計画の運用についてを行財政改革特別委員会について継続的に審査をいただくことに決定をいたしましたところでございます。

以上、報告とさせていただきます。議員の皆様には、ご理解をいただきまして、よろしく

お願いをいたします。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日23日から7月5日までの13日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日23日から7月5日までの13日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第26号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案を事務局長に朗読させます。

福井事務局長 命により、朗読をいたします。

議第26号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市新庄●●●

氏名 柴田修 昭和●年●月●日生

平成23年6月23日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

西川議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第26号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、監査委員の村野幸司氏から辞職願が平成23年5月31日に提出をされ、これを受理し、平成23年6月30日をもって辞職されることに伴い、新たに識見を有する者のうちから選任される監査委員といたしまして、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する葛城市新庄110番地、柴田修氏を最適任者であると認め、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第26号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第26号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第4、議第27号から日程第7、議第30号まで、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての4議案を一括議題といたします。
本4議案を事務局長に朗読させます。

福井事務局長 命により、朗読いたします。

議第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市林堂●●●

氏名 安川健二 昭和●年●月●日生

平成23年6月23日提出

葛城市長 山下和弥

同じく、議第28号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市辨之庄●●●

氏名 和田旨弘 昭和●年●月●日生

平成23年6月23日提出

葛城市長 山下和弥

議第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市笛堂●●●

氏名 西岡弥臣 昭和●年●月●日生

平成23年6月23日提出

葛城市長 山下和弥

議第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市萱●●●

氏名 安川恵子 昭和●年●月●日生

平成23年6月23日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

西川議長 本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第27号から議第30号の4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

最初に、議第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、人権擁護委員の横井照典氏が本年9月30日付をもって任期満了となりますので、新たに葛城市林堂●●●、安川健二氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第28号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、人権擁護委員の和田旨弘氏が本年9月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き、葛城市弁之庄●●●、和田旨弘氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、人権擁護委員の西岡弥臣氏が本年9月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き、葛城市笛堂●●●、西岡弥臣氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

最後に、議第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、人権擁護委員の安川恵子氏が本年9月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き、葛城市萱●●●、安川恵子氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上、提案いたしました4名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、識見ともにごくぐれており、最適任者であると認め、推薦いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、

討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、日程第4、議第27号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第4、議第27号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第27号は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第5、議第28号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第5、議第28号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第28号は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第6、議第29号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第6、議第29号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第29号は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第7、議第30号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第7、議第30号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第30号は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第8、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま、報第2号で上程いただきました平成22年度の葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元の平成22年度葛城市土地開発公社経営状況報告書に基づきましてご説明申し上げます。

なお、皆様方のお手元に、平成22年度中に取得いたしました資産、あるいは売却資産の位置図、平成22年度末の保有資産等の位置図等をお示しいたしておりますので、ご参考いただきましたら幸いかと存じます。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、開発公社の概要でございます。

本年度の事業収支につきましては、収益的収入で2億4,352万7,211円、収益的支出で2億4,202万8,006円、資本的収入で2億6,585万円、資本的支出5億1,351万162円でございます。

続いて、平成22年度中の取得事業の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、駅前通り線事業用地でございますが、面積498.02平方メートル、14筆の土地で用地費は4,828万4,464円、補償費につきましては9件、2,434万3,400円で、合計7,262万7,864円でございます。

次に、柿本・笛堂地内道路改良事業用地では、面積29.23平方メートル、2筆の用地費は89万1,515円、補償費につきましては1件、1,626万円で、合計1,715万1,515円でございます。

次に、地方特定道路整備事業用地では、面積65.50平方メートル、3筆の用地費は638万561円で、合計も同額でございます。

次に、葛城市磐城第2保育所整備事業用地では、面積1,831.18平方メートル、3筆の用地費は1億3,339万5,860円で、合計も同額でございます。

次に、北花内の多目的広場整備事業用地では、面積469.36平方メートル、2筆の用地費は3,551万350円で、合計も同額でございます。

次に、葛城市役所駐車場整備事業用地でございますが、雨水排水路を隣の住宅開発地内で確保いたしました関係で、本事業用地内で分筆いたしまして、一部を交換いたしました。その土地が1筆、面積は合計15平方メートルでございます。

なお、取得価格でございますが、下の売却事業欄にございます22平方メートルの交換による減少差7平方メートルでございますが、排水管とU字溝敷設事業の工事費を合わせまして等価交換といたしましたので、価格に変動は生じないわけでございます。

以上、取得事業用地の合計では、25筆の土地、面積2,908.29平方メートル、用地費は2億2,446万2,750円、補償費は10件で、4,060万3,400円でございます。合計2億6,506万6,150

円でございます。

次に、売却事業の内訳についてご説明申し上げます。

まず、南都銀行跡地の公共施設事業用地でございますが、1筆の土地536.42平方メートル、売却原価につきましては8,545万2,743円、売却収益は8,630万7,270円でございます。

次に、駅前通り線事業用地では、13筆の土地355.30平方メートルと補償8件の売却原価は5,949万263円、売却収益は6,008万5,156円でございます。

次に、文化館駐車場整備事業用地では、土地が2筆で1,550.00平方メートル、売却原価は5,751万2,586円、売却収益も同額でございます。

次に、寺口ふれあい集会所駐車場整備事業用地では、2筆の土地968.00平方メートル、売却原価は1,698万2,897円、売却収益も同額でございます。

次に、柿本・笛堂地内道路改良事業用地では、2筆の土地169.39平方メートルと補償3件の売却原価は1,901万9,261円、売却収益は1,920万9,452円でございます。

次に、特定道路整備事業用地では、2筆の土地32.23平方メートル、売却原価は326万1,895円、売却収益は329万4,513円でございます。

次に、葛城市役所駐車場整備事業用地でございますが、先ほど取得事業で申し上げましたとおり、交換による減少分の22平方メートルでございます。

以上、売却事業の合計は、23筆の土地3,633.34平方メートルと11筆の補償を合わせまして、売却原価は2億4,171万9,645円、売却収益は2億4,039万1,874円でございます。

なお、本事業年度末の事業用総資産額につきましては、6億3,389万7,004円となりました。損益計算書につきましては、事業総収益で167万2,229円、事業外収益で13万5,337円、事業損失で30万8,361円、経常利益は149万9,205円となり、当期の純利益につきましても149万9,205円となりまして、準備金の合計は9,642万2,024円となりました。借入金につきましては、当期の増加額で2億6,585万円、当期減少高は2億3,594万円となりまして、期末残高では5億2,319万円となりました。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思っております。

平成22年度の収支計算書でございます。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入の部でございます。

事業収益の公有地の売却収益は、決算額2億4,339万1,874円で、これは2ページで説明いたしました公有地の売却収益の価格でございます。

次に、事業外収益の受取利息が3,667円、これは南都銀行、大和信用金庫、中央信用金庫、3つの金融機関の発生いたしました利子の合計でございます。雑収益では13万1,670円、駐車場の貸付料や電柱の占用料等となっております。合計、収益的収入が2億4,352万7,211円でございます。

次に、支出のうち事業原価、公有地の売却原価は、決算額が2億4,171万9,645円で、これも2ページで説明いたしました公有地の売却原価の価格でございます。

次に、一般管理費の経費は30万8,361円で、保有地の管理に要する費用等でございます。合計2億4,202万8,006円でございます。

次に、9ページにお移りいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入のうち資本的収入の借入金では、決算額2億6,585万円、合計も同額でございます。

次に、支出の資本的支出、公有地取得事業費では、決算額2億7,757万162円、借入金の償還金につきましては、決算額では2億3,594万円、支出の合計は5億1,351万162円でございます。

次に、4ページにお戻りいただきたいと思います。

公社の損益計算書でございます。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間でございます。

まず、事業収益は、土地の売却収益につきましては2億4,339万1,874円、事業原価の土地売却原価は2億4,171万9,645円でございます。事業総収益は167万2,229円でございます。

次に、一般管理費の事業損失は30万8,361円でございます。

次に、事業外収益の受取利息は3,667円、次の雑収益の13万1,670円を合計いたしまして、13万5,337円でございます。したがって、経常利益は149万9,205円、当期の純利益も同額の149万9,205円でございます。

次に、5ページに移ります。

公社のキャッシュフローの計算書でございます。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間の現金の動きをあらわしたものでございます。

まず、1の事業活動によるキャッシュフローでございますが、公有地事業収入が2億4,339万1,874円、その他の事業収入が13万1,670円、公有地取得事業支出が2億7,301万7,218円の支出でございます。差し引き2,949万3,674円となり、これに利息の受取額3,667円を合計いたしまして、事業活動によりますキャッシュフローはマイナスの2,949万7円でございます。

次に、6ページの方にお移りいただきたいと思います。

3の財務活動によるキャッシュフローでは、長期借入によります収入が2億6,585万円で、長期借入金の返済による支出が2億3,594万円の支出でございます。差し引き、財務活動によるキャッシュフローは2,991万円でございます。

次に、4の現金及び現金同等物の増加額は、5ページの事業活動によるキャッシュフローのマイナス2,949万7円と、6ページの財務活動によるキャッシュフローの2,991万円を差し引いた41万9,993円となりまして、5の現金及び現金同等物の期首残高は、568万3,024円から、6の22年度末の現金及び現金同等物の期末残額が610万3,017円となりました。

次に、恐れ入りますが、3ページの方にお戻りいただきたいと思います。

平成23年3月31日までの貸借対照表でございます。

まず、資産の部、流動資産、現金及び預金では610万3,017円でございます。代行用地では6億3,389万7,004円、流動資産の合計につきましては6億4,021円で、資産合計は同額の6億4,021円でございます。

次に、負債の部でございます。固定負債の借入金は5億2,319万円で、大和信用金庫、中央

信用金庫からの借り入れでございます。未払金では1,538万7,997円、固定の負債合計は、5億3,857万7,997円、負債合計につきましても同額の5億3,857万7,997円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金の基本財産は500万円でございます。準備金で前期の繰越準備金は9,492万2,819円、当期の純利益が149万9,205円、準備金合計といたしまして9,642万2,024円でございます。

また、資本合計につきましては1億142万2,024円で、負債資本の合計額は6億4,021円でございます。

最後でございます。10ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成22年度の決算書の意見書でございます。公社の決算につきましては、去る4月26日午前10時から、阿古、坂口の両監事によりまして監査を受けさせていただいたところでございますが、いずれにいたしましても適正と認めていただきましたので、あわせてご報告を申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本案は、法の規定によりまして報告のみでございますので、ご了承願います。

日程第9、報第3号、平成22年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び日程第10、報第4号、平成22年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提出者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第3号及び報第4号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、平成22年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、平成23年3月議会におきまして、一般会計補正予算で繰越明許費を設定いたしました庁舎改修事業、障害者用トイレ改修事業、地域循環型社会形成推進事業、市単独土地改良事業、地域活性化事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、街路事業、地方特定道路整備事業、小中学校の学校図書購入事業、図書館空調改修事業、視覚障害者用録音機器購入事業、図書館図書購入事業の14事業につきまして、翌年度へ繰り越すべき額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報第4号、平成22年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、平成22年度水道事業会計の建設改良費のうち、寺口受配水池緊急遮断弁設置工事について、年度内に支払い義務を生じなかったものを翌年度に使用するため、

予算を繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本議案については一括質疑といたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本議案につきましても、法の規定によりまして報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第11、承認第1号から日程第14、承認第4号まで、以上4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました承認第1号から承認第4号の4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、平成23年度課税分から適用すべき部分を改正することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

改正の主なものにつきましては、基礎課税額の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算限度額を50万円から51万円に、また、後期高齢者支援金と課税額の合算限度額を13万円から14万円に、また、介護納付金課税額の合算限度額を10万円から12万円とする改正でございます。

なお、条例の施行日につきましては、地方税法施行令の一部改正に合わせまして、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成22年度葛城市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正予算につきましては、平成23年3月31日に葛城市老人保健特別会計が廃止されたことに伴い、歳入が歳出を超過したことにより、余剰金を一般会計に繰り入れるための補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,519万2,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成23年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成22年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正予算につきましては、平成23年3月31日に葛城市老人保健特別会計が廃止されたことに伴う、平成22年度の精算を行い、歳入が歳出を超過したことにより、余剰金を一般会計に繰り出すための補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559万9,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成23年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

最後に、承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正予算につきましては、平成21年度から平成22年度に繰り越した団体営土地改良事業に係る工事について、受託業者が倒産したことにより、工事が継続できなくなった結果、残事業分についての工事請負費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,536万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,736万9,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成23年5月2日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

10番、溝口君。

溝口議員 今、承認第1号から第4号までの専決処分についてのご説明がありました。私が質問させていただきたいのは承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度葛城市一般会計補正予算（第1号）について）に対する質問であります。

今、ご説明を受けた限りでは、業者の倒産による残工事についての補正を専決したということのみで報告を述べられ、承認を求められているわけですが、過去に都市産業常任委員会の協議会の中のその他の項目の中で、報告事項として少し詳細なご説明を受けております。私、都市産業常任委員会の委員ですので、その経過については説明を受けました。さらには、各議員に内容の紹介ということで、これは6月21日の全員協議会で報告を受けております。都市産業常任委員会では6月3日の協議会、それから6月13日の、これも協議会で説明を受けたという経過がございます。私、質問させていただく内容については、この専決によりまず、この専決をしなければならないという経過について、今から私が聞き及んでいる内容をご紹介しますので、もし間違いがあれば指摘していただき、それに関しての質問をさせていただきます。

この事業は、農村生活環境基盤整備事業、予算総額3,400万円、国、県の補助が55%の事業だと聞き及んでおります。これは、地元要望の弁之庄の農村道の改良工事でございます。これは、先ほど述べられたように、工事がおくれたという件なんです、私が報告を受けたり、

聞き取り調査をした限り、この事前手続経過、これは平成20年度に工事手続が行われて、平成21年度に認可を受けております。それから、平成21年度の夏ごろに地権者交渉が完了したと。これは、路線変更による地権者との交渉に時間がかかったというふうに聞いております。それから、平成21年の9月から、ここが大事なんですね、平成22年の7月まで約10カ月から11カ月に及ぶ期間を要して、県との河川工事の工法、要するに工事の方法、工法の交渉が難航し、完了したのが平成22年の7月ごろというふうに聞き及んでおります。そして、さらには平成23年の1月にこの倒産した企業に対する発注が決定されております。

しかし、ここで工事経過を見ますと、平成23年1月に発注し、平成23年度3月末に完了見込みの工事であります。非常にタイトな工事をここで発注し、完了を平成23年の3月に行わなければいけないという工事であったというふうに聞き及んでおります。

その後、平成23年4月30日にこの受注業者が倒産し、当時、現場の様子を伺う限りは、陣容不足なんかが起こっていたことを感知していたとあります。しかし、この倒産についても、電話連絡による受理、要するに報告を聞いたというふうに聞き及んでおります。

そして、さらには5月2日、これは連休の最中ですね、ある建設会社に、その残工事の工事について施工を決定した。この時点で、なぜこういったことが起こったかということについては、まず、平成23年度、今年度の5月20日に工事を完全に完了させ、そして24日に行われる会計検査に間に合わせようという段取りから、5月2日に建設協会にこの問題を持ち込み、新たな施工業者を決定していただいた段階で補正の必要が出てきた。予算がない限り工事は発注できないわけですね。ここで補正予算1,536万9,000円を専決されたわけです。これは、少なくとも工事が完了していないということで、約54.8%の会検の結果報告に、不足分について補正をしなければならない。この補正の内容は、財政調整基金の繰入金として1,196万6,000円、そして、当初の施工業者の完工未決、要するに契約の解除による違約金として340万3,000円、この合わせた額が、補正予算の1,536万9,000円が計上されて、これを専決されたわけです。

こういった流れで、実は、私が質問したいのは、このような平成21年度から23年度の5月末までかかった工事に関して、6月3日の都市産業常任委員会の協議会のその他の項目で報告をする、さらには、6月13日の都市産業常任委員会の協議会で更に重ねて市長からの再報告を受ける、こういった協議会おける報告内容かどうかという判断について理事者側の答弁をお聞きしたい、これが1点。

さらには、事実上、倒産によるものというふうに報告を受けましたが、これは約2年間にわたって行われた工事であり、さらには、もう1点、大きな問題としてあるのが、当初の3,400万円の工事範囲は、今年度特別に、残工事約60メートルまだ残っているわけですが、この60メートルに関して、平成23年度発注、1,780万円の予算、これは、国によります補助金として、市単独の土地改良工事として3月議会で補正が上げられ、さらには、先ほど説明があった平成23年度による繰り越しをされた工事であり、よくよく考えますと、当初の予算3,400万円の範疇から約1,780万円のものの方が更に23年度の工事として残っているわけですね。こういった見積り差の差、差異によります額の補正をしなければならない、ましてや、平成23年度に残工

事を持ち越さなければならない事態になった原因と思われるものは、何をもって思われているのか、その件についてお聞きしたいと思います。

まず、この2点について答弁をいただきたいと思います。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 溝口議員から、今、2点の質問をいただいたように思います。

まず、議会に対しましての対応ということで、6月3日の協議会まで何の連絡もなかったというふうなことでございます。この件につきましては、今回、議案で専決処分という形でさせていただきましたとおり、また、過日の全体協議会でも説明させていただきましたように、不測の事態が生じまして、市長の権限におきまして、5月2日に、受益者に対しましての迷惑がかからないようにというふうな思いの中で、専決処分として、市長権限のもとに事態の收拾を図るための予算措置をさせていただきます、本日、報告議案として出させていただきます。よろしくお願いいたします。

しかしながら、その事態を本会議で説明をするというよりも、事前に持ちまして、都市産業常任委員会の協議会並びに全体協議会におきましてその経過等も説明させていただきます、ご理解を賜るというふうなことで、事前に協議会で報告させていただいているというのが現状でございます。

また、2点目の当初3,400万円の事業要望につきましては、過日、3月議会におきまして1,780万円の追加という財源措置をした原因につきましては、それも、原因が、過日の協議会で説明いたしましたように、当初、事業申請をされますときには、ある一定のルートを設定させていただきます、事業申請をさせていただいたわけでございます。太田川を川沿いになぞってバイパスまで出るルートでございましたのが、地権者等の協議の中でルート変更を余儀なくされまして、河川協議の中におきまして、例えば、橋りょうをかける工事であるとか、また、ボックスカルバートによります変更を、協議を重ねながら、できるだけ事業費の圧縮等も、1年をかけて土木との協議をさせていただいた結果、1,780万円程度の不足が生じたと。いわゆる1点はルート変更によります、地権者によりますルート変更が原因。それから、2点目は、当初は河川沿いに工事を進めるということになっておったわけですが、河川を横断するという工法の変更がございまして、このような財源不足が生じまして、3月にほかの事業にのせさせていただきます、財源の手当てをし、補正をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

西川議長 溝口君。

溝口議員 質問は2問までというふう聞き及んでおりますので、これで終わりますけども、1点、先ほどの答弁を聞く限り、答えになっていない。1つは、協議会で報告を重ねられた、都市産業常任委員会の6月3日、それから13日、さらには全員協議会の6月21日。協議会というのは、確かに議会と理事者側とのいろんな問題点を協議する場ではありますが、少なくとも、この専決によります内容は、これまで私が経験した専決内容とは異をしておる、異なっております。少なくとも、先ほどの3案件については、国の法律が変わったから施工日を前倒し

にしてやらなければならないからした。要するに、堂々と地方自治法第179条を述べられて専決をされているわけです。この専決内容をつらつらと、この内容、法を見ますと、事前に議会が開かれなかった、それにかわる議決内容の持つ、権限を持つ議会の機関を開けなかった、そういった内容が許可されている部分である。私が言いたいのは、当協議会でも述べましたが、これらの内容の経過及び措置に関して、これは市民が知るべき内容であり、当然ながら委員会の議事録に載せるものだと私は判断したから、要望として委員会の開催を求めました。しかし、この委員会は、この定例会の押し迫った中であり、個々、専決を上程されたときの質問、質疑に及んだわけですね。

私、実は、このつらつらとずっとこの問題について考えますと、この持ち出しという、当初予定していた事業を完工できずに、逆に言うと、国、県の補助55%が完工率54.8%で未執行の45.2%を、要するに持ち出すわけですね。さらには、この残工事60メートルの1,780万円、これも、それは偶然、国の補助のお金ですが、当然ながらこのお金は別でも使えた、有意義な効果を出すべき予算であったものをここへ投じなければならない。こういった内容を、やはり、きちっと議会の議事録なんかに掲載していただき、当然、インターネットで議事録は開示されます。市民に対する情報の開示、これは、市長が市長になられるときに非常に強くお約束をされた内容だと思います。情報の開示をしていく、公開をしていくと言われた。それが協議会という中の、言葉は悪いですが、表に出ない、議員が承認する、協議する、そういったところでの報告にあってはならないという思いから私は今回の質疑に至ったわけであります。

さて、もう1点お聞きしたいのは、では、協議会を6月3日、6月13日、そして6月21日の全員協議会、この間に都市産業常任委員会が開けなかったのかどうか、そういった申し出はしなかったのかどうか、そういったことはどのようにお考えなのかをお聞きしたい。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 この件につきまして、本来ならば事態が起こりまして、議会の開会するいとまがない分につきましては、事前に協議会なりを開かせていただきまして、専決処分の事前了解をとるのが本来のやり方であったというふうに思います。

しかしながら、先ほど来説明していただいておりますように、連休中の事態でございます。特に、先ほど申されましたように農家に対しましての迷惑がかかってはならないということ、それから、情報として5月24日に会計検査が入ってくるというふうなこともございまして、その時間が、非常に連休中の時間も、我々にとりましては事態の收拾をするのに貴重な時間であったわけでございます。本来ならば、先ほど申されましたように、休み中であるとも議회를招集いただきまして、事前に了解を得るとというのが本意であろうかと思いますが、そういうふうないとまがなかったわけでございまして、専決処分ということになりました部分につきましては、当初の事業計画から事業執行までの間につきまして、長時間にかかりましたことに関しまして、我々、事業執行に対しまして最高責任者といたしまして、深くおわびを申し上げます。

1つは、その時点におきまして、この事業を流してしまっ、新たな事業に再度チャレン

ジするというふうなことも視野としては考えられたわけでございますが、この道路につきましては、長年の地元の要望でやっこの事業のルートの合意になったという長い経緯がございまして、綱渡り的な事業の遂行かということは当初からわかっておったわけでございますが、地元の盛り上がりに対します、我々のできる限りの措置と申しますか、そのようなことで、事態が逼迫しておったにもかかわらず、踏み切ったということでございます。今後、このようなことが起こらないように最善の注意をさせていただきます、事業の遂行に当たらせていただきたいと思います。

西川議長 溝口君。

溝口議員 意見を述べて終わりたいと思います。

先ほどから繰り返して言っていますように、この専決処分の内容からして、私、議員としての個人的判断、やはり議会への報告案件としてきちっとした対応をとられるべきではなかったか。さらには、これらは市民に対する税金を、要するに事業を認める議会、そして予算を認める議会、それにオーバーする、それを乗り越えないけない、オーバーの額を今回持ち出して、さらには会検の検査もおぼつかない状態で検査を受け、さらには、違った事業の補助金をもって残工事を済ます、こういった流れというのは、少なくとも最近によくある現象を感じるわけです。例えば、先ほど出ました平成23年度に繰り越す事業についても、約4億円から5億円の事業が繰り越されております。そして、さらには、3月末完工のものが4月や5月に工事がまだ続いているようなことも聞き及び、目にすることもあります。こういったところの理事者側の意識改革というものを強く私は求めておきたいと思います。さらには、やはり市民の幸せづくりの応援団長と言われている市長みずから先頭に立ち、いろんな困難な事業展開を察知していただき、前に進め、完結していただくことを、これからの努力を強く希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 ただいま溝口議員から質疑がありましたけれども、溝口議員が質疑をされたその内容も、私は事業が遅延をした大きな原因だというふうには思います。しかし、地元協議や、あるいは県との河川協議等、やはりこれらは当然、どのような事業においても出てきております。今、懸案になっている尺土駅前整備事業についてもそうですし、20年来続けてきている街路事業等々を見ればこういうことはあり得ることだというふうに思いますし、また、この受注をした企業が倒産をするということも、私の議員の経験の中では、やはり何度かございました。一定やむを得ない事情であるというふうには思います。しかし、私は、ほかにやはり大きな原因があるというふうに思います。この点をお聞きしておきたい。

当然、予算が成立をし、その事業を執行するためには、こういう公共事業というのは、民間の企業と契約をし、事業を進めるわけでありまして。当然、発注事務、入札事務というものが介在するわけです。溝口議員の質疑の中に、この事業の発注が1月に行われている、これは非常に不可解なことでありまして。本来であれば、予算が成立をし、やはり6月、7月に発

注をかけていくというのが通例であるにもかかわらず、どうして1月発注になったのか。1月発注ということになれば、だれだってこの工事はちゃんと3月31日までに竣工するのかわかると思いますが、これは当然のこととして懸念されるわけであります。私は、溝口議員の原因とあわせて、この点についてご説明をお聞きしておきたい、このように思います。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの白石議員のご質問につきまして説明をさせていただきます。

おくれた要因ということだと思いますけども、1つ目は、先ほど副市長の方からもお話がありましたように、当初、太田川の道を165号線バイパスのところまで出ていくという計画で大字の要望が出ていたわけでございます。それに伴いまして、地権者の関係の中でルートが変更になった、これが第1点目のおくれた要因でございます。

次に、第2点目でございますが、路線変更によりまして、この間に納屋が1軒ございます。この納屋の進入路について、今まで進入路とレベルで1階にすりついて入るという状況でありましたが、河川が横断するということが道が上がってまいります。ですので、そういう新たな進入路を設けなければなりません。したがって、ここへおりてくるという新たな潰れ地が発生するということがございます。それに伴いまして、了承を得るのに時間を費やした、これが2点目でございます。

第3点目につきましては、1級河川の太田川の横断について、県の河川課との協議が難航いたしまして、当初の計画していた橋りょうの架設の方式が費用がかさむということで、ボックスカルバートでの施工について敷設条件が厳しい、そういった承認を得るまでに相当な日数がかかったということがございます。

それと、次に4点目でございます。農水省の事業につきまして、ほとんどが、構造物がコンクリートの二次製品を使用することによって施工業者の落札後、二次製品を発注し、工場の生産となるために、その納品がおくれた、こういったことも1つの要因という形になっております。

以上のいろんな工事のおくれた要因といたしまして、こういう事業がおくれたという理由でございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 部長から、4つのおくれた点についてご答弁がありました。私は、発注事務そのものが、指名から入札、説明事務、そして、最終的な競争入札を行うという、そういう事務の中で契約、いわゆる入札事務、契約事務の中で、おくれた原因についてもっとつぶさにこの内容を吟味しておかないと、地元協議とか河川協議というのは、これは本当に多々あることなんです。そうではなくて、私が言っているのは、入札・契約事務がどうして遅くなったのかということを行っているわけですよ。地元協議とか河川協議とかそういうことではなしに、地元協議じゃなくて、入札、契約事務によってどうして遅くなったのか、その原因を聞いているわけですよ。

今、若干、よくわからなかったわけですが、二次製品が多くてというのはありまし

たけれども、二次製品が多くなるとどうして入札・契約事務がおくれるのか、理解できないんですけど、わかりやすくご説明いただきたいと思います。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 この事業、道路築造に関しましては、本来、型枠を組んで現場のコンクリートを打ちまして、構造物、水路と一体となったものを地元としては想像されておるわけでございます。しかしながら、農水省の規格によりまして、先ほど部長が説明いたしましたように全てが二次製品であるわけでございます。天端でしたら、現場打ちでしたら20センチぐらいの厚みがあるわけなんですけれども、天端がわずか5センチないし10センチぐらいの細いような構造物になりまして、地元といたしましては案外それになじまないというふうなこともございまして、それを使うか、それとも現場打ちでやれるかというふうなことも含めまして、その設計の時間がかかったというふうなこともございます。

また、その積算におきましても、これは県の示された基準もありますし、また一般の業者見積もりというのがございまして、それぞれの設計に関しまして業者の見積もりをとるのわけでございますが、その部分につきましての資料収集等に時間がかかった、そういうふうなことで、年を明けてしまって1月発注ということになったという経緯がございます。

この件に関しまして、先ほど申しましたように、工事の発注につきましての残期間も含めまして、本来ならばその事業を中止いたしまして、違う事業に乗りかえてということも視野に入れておったわけでございますが、先ほど申しましたように、この事業につきましては旧新庄町時代から地元の要望がございまして、長年の期間、練りに練り、地元の合意ができたというふうなことで、非常にタイトな時間ではあったわけでございますが、事業に踏み切ったという経緯でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

西川議長 白石君。

白石議員 副市長の方からもご答弁をいただきました。私は常々、入札・契約事務の改善という立場で取り組んでまいりました。このたびの本工事、事業において、やはり、地元協議や県との協議というのは、これはそれとして当然改善をしていってもらわなきゃならないということだと思いますけれども、実際の事務としての入札・契約事務そのものが、やはり事業主体として、施主としてちゃんと設計委託をし、設計管理もし、これらは当然、農水省の仕事ならば農水省の基準、あるいは県の指導等も仰ぎながらやられていることであって、やはり施主である、事業者である市が責任を持ってやる仕事ですからね。こんなん、業者からとやかく言われるような問題じゃない。やっぱりしっかりとやるべきことだというふうに私は思いますし、またこのことを1つの教訓に、改めて入札・契約事務の改善について取り上げていきたい、このように思います。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ちょっと休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 33 分

再 開 午前 11 時 45 分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、日程第11、承認第1号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第11、承認第1号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第12、承認第2号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第12、承認第2号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第13、承認第3号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第13、承認第3号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第14、承認第4号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第14、承認第4号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第15、議第31号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第31号、市道の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、新炉建設に伴います進入路計画路線及び道路整備が完了しております路線を瓦堂池西線及び瓦堂池東線として新たに2路線を認定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第31号は新クリーンセンター建設事業特別委員会へ付託し、審査を願います。

次に、日程第16、議第32号から日程第18、議第34号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第32号から議第34号の3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第32号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、東日本大震災の被災者に対し、税制上対応するためのもので、個人市民税に関する改正となっております。

まず最初に、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする規定を設ける旨の改正を行うものでございます。本改正部分につきましては、公布の日から施行するものでございます。

その次に、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた住宅が居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用することとした旨の改正を行うものでございます。本改正部分につきましては、平成24年1月1日から施行するものでございます。

次に、議第33号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法

律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令が平成23年5月2日に公布、施行され、これらに基づいて、東日本大震災の被災者については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の特例措置が講じられたところでございます。

改正内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する条例の中の災害援護資金限度額等における利率3%を1.5%に、措置期間を、3年を6年に、特に厚生労働大臣が定める被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合は5年を8年に、償還期間を、10年を13年に改正するものでございます。公布の日から施行し、平成23年3月11日から遡及適用するものでございます。

最後に、議第34号、葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、従来、母子家庭の母子等とそれに準ずる者のみを母子医療費助成の対象としてきましたが、昨年度の奈良県ひとり親家庭実態調査において、父子家庭の所得が低下し、経済的支援のニーズが高まっていると考えられることから、奈良県において医療費助成が拡充されたことを踏まえ、助成対象を父子家庭の父子等とそれに準ずる者に拡大し、「母子医療費助成条例」を「ひとり親家庭等医療費助成条例」に改正するものでございます。平成23年8月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第32号は総務文教常任委員会へ、議第33号及び議第34号の2議案は民生水道常任委員会へそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第19、議第35号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第35号工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度事業として施工いたします磐城小学校校舎地震補強・大規模改造工事の請負契約の締結につきまして提案をいたすものでございます。

本工事につきましては、新市建設計画に基づき進めております市内各学校の地震補強工事の一環でございます。今回の磐城小学校校舎につきましては、耐震診断調査をいたしましたところ、地震補強工事を必要とする建物となり、耐震補強工事、大規模改造工事をしようとするものでございます。

校舎の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造3階建てで、延べ床面積は1,987平米でございます。工事の発注につきましては、平成23年6月1日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、8社が応札し、株式会社森組が落札したもので、契約金額1億7,894万2,050円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第35号は総務文教常任委員会へ付託し、審査を願います。

次に、日程第20、議第36号及び日程第21、議第37号、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第36号及び議第37号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第36号、平成23年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,215万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億4,952万2,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、衛生費では、地域循環型社会形成推進事業に係る立木等の補償金、農林商工費では、奈良の元気な森林づくり推進事業委託料、鳥獣害防止対策協議会への負担金、教育費では、公民館駐車場等用地購入費ほか、包括業務委託に係る委託料の減額と、それに伴う報酬の追加等でございます。

次に、議第37号、平成23年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてでございますが、本案につきましては、水道事業費用で123万9,000円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を7億1,870万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、包括業務委託に係る委託料の減額と、それに伴う報酬の追加等でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第36号につきましては、総務文教常任委員会、民生水道常任委員会、都市産業常任委員会、新クリーンセンター建設事業特別委員会、行財政改革特別委員会、以上5つの委員会へそれぞれ関係部分を分割付託し、審査を願います。

また、議第37号については民生水道常任委員会へ付託し、審査を願います。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、6月27日、28日、7月5日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、29日午前9時30分から総務文教常任委員会、30日は、午前9時30分から民生水道常任委員会、午後2時から新クリーンセンター建設事業特別委員会、7月1日は、午前9時30

分から都市産業常任委員会、午後２時から行財政改革特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午前 11 時 59 分